

# 診療情報の開示について

当院では、インフォームド・コンセントの理念や個人情報保護の考えを踏まえ、患者さんへの診療情報を積極的に提供していくことにより、患者さんが疾病と診療の内容を十分にご理解いただくとともに、医師と患者さんがより良い信頼関係を築き共同して疾病を克服することを目的として、診療録等（カルテ、検査記録等）の開示に努めています。

開示の手続きの概要は以下のとおりとなっています。

## 1 開示を申請することができる方

- (1) 満15歳以上の患者さん本人（ただし、合理的判断のできる方）
- (2) 患者さんの法定代理人
- (3) 実質的に患者さんのお世話をしている親族又はこれに準ずる方  
※ ただし、(2)・(3)において、患者さんが満15歳以上の場合は、判断能力に疑義がある方を除き、患者さんの同意が必要となります。
- (4) 遺族に対する診療情報の提供については、患者さんの配偶者、子、父母、及びこれに準ずる方（これらの方に法定代理人がいる場合の法定代理人）となります。

## 2 申請の手続き

- (1) 申請される方は、総合受付（平日8:15~17:00）にお申し出ください。手続きの詳細について、係員がご説明のうえ、説明書・診療情報提供申請書をお渡しいたします。診療情報提供申請書にご記入のうえ、必要な書類（身分証、法定代理人を証明する書類、同意書・委任状等）を添えて、当院医事課長に提出していただきます。
- (2) 申請書を受領後は、開示しても差し支えないか等について病院として判断をさせていただきますので、決定までの間お待ちください。
- (3) 決定後、申請者あてに開示の可否及び日時について回答書又は口頭にて連絡いたします。
- (4) 開示を行う場合は、申請をされた方本人に行います。また、当日は回答書（回答書を送付した場合と申請をされたときにお持ちいただいた書類を再度お持ちください）。

## 3 開示ができない場合

次の場合は、開示できないこと（一部開示できないこと）がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 患者さんの心身の状態や治療効果に悪影響があると予想される時
- (2) 紹介状など第三者から得た記録が含まれており、当該第三者の了解を得られない時
- (3) 開示することが、患者さん及び関係者の権利利益又は生命の安全を損なうおそれのある時
- (4) 治療目的でない診断に関する診療記録であるとき
- (5) 最終受診から5年以前の診療に関する記録であるとき

## 4 診療記録の開示に要する料金（消費税別）

開示請求手数料	1件につき	300円
要約書	簡単なもの	1,000円
	複雑なもの	3,000円
カルテコピー代	1枚につき	20円
レントゲンフィルムコピー代	1枚につき	600円
CD-Rコピー代	1枚につき	1,000円